

平成 20 検査事務年度検査基本方針

I. はじめに

金融庁においては、金融システムの安定や利用者保護の徹底はもとより、我が国金融・資本市場の競争力強化に向けた活動を積極的に行うとともに、透明で信頼される金融行政の確立を目指した取組を鋭意進めている。

昨事務年度の金融検査においては、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の趣旨を踏まえ、リスクの複雑化・多様化等への対応を検査重点事項として掲げるとともに、メリハリある検査の実施や全面施行された金融検査評定制度の適切な運用等の各種施策を進めてきたところである。

本事務年度においては、ベター・レギュレーションの考え方を財務局も含めた検査部局全体に一層浸透・定着させることが最重要課題となっている。

そのため、今般改定した検査マニュアル前文に則った取組を推進する（Ⅱ）とともに、昨事務年度の検査運営や金融機関を取り巻く現下の情勢等を踏まえた重点的な検証課題に取り組む（Ⅲ）こととする。

Ⅱ. 検査運営の基本的な考え方

（1）重要なリスクに焦点をあてたメリハリある検査

個別金融機関の業務内容や市場動向等に関する重要度の高い情報を入手し、リスクの所在を的確に分析することにより、経営上重要なリスクに焦点をあてたメリハリある検証に努める。そのために、バックオフィス機能の充実や監督部局等との効果的な連携を図る。

その上で、金融機関の規模・特性等を踏まえ、金融機関の検査負担の軽減を図りながら、以下のような検査運営を進める。

- ・ 主要行担当主任検査官の複数年担当制（日本版 Examiner in Charge）の下、主要行についての深度ある分析・検証
- ・ 主要行・地域金融機関、保険会社等へのターゲット検査の積極的活用
- ・ 小規模で業務が限定されている金融機関（小規模な外国銀行支店や職域・業域信用組合）への簡易検査の導入

（2）問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

金融機関との間で問題点を改善する方向性について認識を共有できるよう、双方向の議論による深度ある原因分析・解明に努める。例えば、経営管理について、金融機関の掲げる戦略目標と内部管理基本方針等の整合性に関して問題が認められれば、その原因を分析・解明していく。

(3) 問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の把握

金融機関の内部管理態勢の改善・向上につながる適切な取組を評価する一方、検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況など動的な実態についても十分検証する。

なお、本年1月に全面施行された金融検査評価制度については、評価を受けた金融機関が自主的・持続的に経営改善に取り組むための指針としての有効性を高めるため、制度等の運用のあり方も含め不断の見直しを行う。

(4) 指摘や評価根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化

指摘事項や評価に関する対話・議論に際しては、その根拠を具体的かつ論理的に示すとともに、経営上重要な事項に焦点を絞った指摘に努める。あわせて、より高い評価段階に到達するために改善すべき事項を、検査結果通知において明確に示すよう努める。

また、金融検査指摘事例集の充実を通じて、改善すべき事項の有無や内容の検討に際して参考となりうる情報を金融機関へ積極的に提供する。

(5) 検証結果に対する真の理解（「納得感」）

上記(2)～(4)に述べた事項に留意しながら検証を進めるとともに、経営陣との対話、実務者レベルにおける双方向の議論を更に充実することを通じて、「検証結果に対する金融機関の真の理解（「納得感」）」を得るよう努め、金融機関の経営改善に向けた取組を促す。

なお、オンサイト検査モニターについては、検査に対する金融機関の率直な意見を聴取する有益な機会であることから、クロスモニター（財務局の検査実施先に対する本庁モニターの実施等）の拡充を含め原則全件実施する。こうしたモニター等の結果については、検査部局の更なる検証プロセス等の改善に活用する。

(6) 検査の実効性の向上

検査部局と監督部局・証券取引等監視委員会との間、及び金融庁と財務局との間で情報共有を含め一層緊密な連携を図る。また、財務局も含めた人材育成の観点から、金融庁・財務局による共同研修やクロス検査（金融庁検査への財務局検査官の参加等）を推進するとともに、外部の専門性の高い人材（システム、市場リスクの専門家等）を積極的に任用するなど、検査能力の向上に取り組む。

Ⅲ. 検査重点事項

金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化する中、金融機関においては、全体の収益目標およびそれに向けたリスクテイクや人的・物的資源配分の戦略等を明確にした戦略目標を定め、それを踏まえた適切なリスク管理を行うことが強く求められている。

このため、金融機関の経営陣においては、一層自らの経営管理（ガバナンス）態勢の整備を図る必要があるが、検査においては、金融機関が戦略目標に即した適切な法令等遵守態勢及びリスク管理態勢を整備しているか、金融機関全体を貫く経営管理（ガバナンス）態勢が有効に機能しているかに注目して検証する。特に、以下の事項については、重点を置いて深度ある検証を行う。

なお、以下の事項は 20 年 8 月時点の検査重点事項であり、金融機関を取り巻く情勢等を踏まえ、必要に応じて随時見直すこととする。

（1）各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築

金融機関においては、各種貸出・金融商品に内在するリスクを的確に把握するとともに、その変化を機動的にモニタリングする必要性が益々高まっている。そのため、金融機関が市場動向等を注視し、必要に応じてストレステスト等を有効に活用しつつ、リスクを的確に把握し、適切なリスク管理や資産負債管理（ALM）を行っているか検証する。

持株会社については、個々のグループ会社では対応が困難なグループ体制特有のリスクを含め、グループ全体が抱える各種リスクを統合的に管理しているか検証する。

① 各種貸出・金融商品の審査・管理態勢の整備

シンジケートローンや証券化スキームに対する貸出など複数の主体が関与する形態の貸出が増加する中、的確な情報把握や審査・リスク管理が行われない場合には、スキームに参画する関係者全体に影響を及ぼす可能性がある。また、クレジットデリバティブ商品、仕組商品への投資やファンド出資といったオルタナティブ投資については、リスク特性が複雑でその内容が見えにくいことから、複数のリスクカテゴリー（信用・市場・流動性）に亘る適切な管理（複線的リスク管理）が行われない場合には、想定以上の損失が生じる可能性がある。

こうした観点から、シンジケートローンや証券化スキームに対する貸出などの大口貸出や複雑な形態の貸出について、その実態やリスク特性を十分に分析・把握しているか検証する。住宅ローン等については、金利動向を踏まえた適切なリスク管理を行っているか、外部データ・モデルを活用した融資については、これらに過度に依存せず、自らの融資ポートフォリオの特性に照らした活用方法を検討しているか、オルタナティブ投資については、リスク特性を十分に踏まえた管理を行っているか検証する。

② バーゼルⅡを踏まえた対応

サブプライムローン問題の発生を一つの契機とし、金融機関においてリスク状況の的確な把握や適切なリスク管理態勢を構築するためのツールとして、強靱性の更なる改善に向けた強化が必要との議論はあるものの、改めてバーゼルⅡの有効性が注目されている。

こうした状況を踏まえ、内部格付手法を採用している金融機関に対しては、データの蓄積・検証体制や運用など、内部格付制度の信頼性・客観性を自主的・継続的に確保しうる有効なプロセスが構築されているかについて検証する。

また、各金融機関において、自らの抱えるリスクの規模・特性等に応じて、銀行勘定の金利リスクを含めた主要なリスクを把握・管理するとともに、各種リスク情報を適切に開示しているかについても検証する。

(2) 国際的に業務展開する金融機関の管理態勢の整備

金融のグローバル化が加速する中、我が国金融機関も大手を中心に、新たな収益機会の確保や収益基盤の強化に向け、海外業務を積極的に拡大させている状況にある。したがって、それを支えるリスク管理態勢を適切に構築することは、我が国金融機関の国際競争力の強化に資すると考えられる。

こうした観点から、海外業務が国内業務とは異なる規制・業務環境下にあることも踏まえつつ、反マネーロンダリング態勢の整備も含め、十分な情報収集及びリスク把握を行っているか検証する。なお、そうした検証の際には、欧米及びアジアの海外当局との間で、従来以上に深度ある連携を行っていくこととする。

また、今般の金融商品取引法等の改正では、国際競争力の確保等の観点から、内部管理態勢の強化を前提に業務範囲の拡大を可能としており、金融機関の自主的な取組が求められている。こうした状況を踏まえ、我が国の市場で活動する金融コングロマリットに対する検査にあたっては、顧客情報の取扱いなどに関して適切な内部管理態勢の整備を進めているかといった点にも留意し、必要に応じ証券取引等監視委員会と適切に連携を図る。

(3) 顧客保護の推進・利用者利便の向上への対応

各金融機関では、利用者利便の向上の観点から、様々な金融サービスの導入・改善に努めている。昨年全面施行された金融商品取引法等においても、金融機関にそうした金融サービスの提供を促すための制度的手当が施されたところである。

金融機関が多様で質の高い金融サービスを提供するためには、顧客情報の管理、優越的地位の濫用や利益相反の防止等の基本的な顧客保護の取組を推進すると同時に、より積極的な利用者利便向上に向けた態勢整備が求められている。

① 顧客保護推進・利用者利便向上に向けた態勢整備

金融商品の複雑化や金融サービスの多様化が進む中で、利用者の金融機関や商品・サービスに対する目線・ニーズは益々高まってきている。

リスク性商品の販売等に当たっては、リスクの所在を的確に説明することが求められるが、検査においては、金融機関が、金融商品取引法等の本来の趣旨に則り、それぞれの顧客の知識、経験、理解度等を十分に踏まえ、柔軟性をもった顧客対応を行っているか、実質的な面に着目する。また、顧客に対して時間的・手続き的に過大な負担をかけていないかといった点についても十分留意する。

また、保険会社については、不払い問題等の再発防止に向けた改善対応が的確に行われているか深度ある検証を行うとともに、預金取扱金融機関を含め、勧誘時から契約終了時までのプロセスを通じて真に顧客ニーズに応える情報提供や顧客対応を行う態勢整備に努めているか検証・評価する。

② 相談・苦情等への適時適切な対応に向けた態勢整備

顧客からの信認を確保するとともに、顧客ニーズを業務運営に生かしていく上で、相談・苦情等に対する主体的で適時適切な対応は極めて重要である。こうした観点から、相談・苦情等の原因分析、再発防止策の策定・周知、その実施状況のフォローアップが適切に行われているか等、相談・苦情等の解決に向けた取組状況を検証する。

③ 適正かつ安全な金融取引等の確保

顧客保護の推進には、適正かつ安全な金融取引等の確保が必要不可欠である。こうした観点から、反マネーロンダリングへの対応として、関係機関とも緊密に連携し反社会的勢力に関する情報を収集・分析するなど、反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているか検証する。

また、いわゆる振り込め詐欺救済法の施行も踏まえ、例えば、不正の疑いが強い取引が行われた場合に口座凍結措置を実施するようなシステム面での対応を行うなど、預金口座の不正利用による被害防止のために必要な措置を講じているか検証する。

さらに、近年、偽造・盗難キャッシュカードによる被害が多発していることや、インターネットバンキングに関する金融犯罪が増加していることを踏まえ、本人認証情報の保護対策を含め、情報セキュリティ対策の向上に向けた態勢整備の状況について検証する。

④ システムリスクの適切な管理

金融機関のシステムは業務運営の根幹をなすインフラであり、システムの高度化・複雑化に伴い、システム障害の発生による顧客取引への影響は益々大きなものとなっている。そのため、システムの更改・統合等に際して、顧客利便に悪影響を及ぼすことのないよう、適切にプロジェクト管理や業務委託先の管理を行っているか、顧客や決済システム等に大きな影響・障害を与えるようなリスク事象を内包するシステム及び業務・事務を網羅的に洗い出し徹底したテスト・リハーサル等を行うことで発生防止措置を講じているか検証する。また、万一システム障害が発生した場合に備え、実効的なコンティンジェンシープランが策定されているか等を検証する。

なお、近時、経営効率化にとどまらず、個人や法人顧客へのより質の高い情報・サービス提供のための業務インフラとして、IT が広く活用されつつある。IT の活用が金融機関経営に与える影響に鑑み、その有効性等についても検証・評価する。

(4) 円滑な中小企業・地域金融に向けた対応

我が国経済の基盤を支える中小企業に対する円滑な金融は、金融機関の最も重要な役割の一つである。原油・原材料価格の高騰等により、中小企業をめぐる環境が厳しさを増す中、特に、地域経済における拠点としての役割も担う地域銀行、信用金庫、信用組合などの地域金融機関には、自らの責任と判断により適切かつ積極的にリスクテイクを行うとともに、それにふさわしい適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、地域における金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されている。

金融庁においても、「成長力強化への早期実施策」に沿って、中小企業金融の円滑化や地域産業の再生の観点から、様々な施策に取り組んでいるところである。検査にあたっては、こうした取組も踏まえ、金融機関において、適切なリスク管理をベースとして、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているか検証する。

① 円滑な金融仲介への対応

金融機関による中小企業への融資の判断・評価に際しては、中小企業の経営・財務面の特性等を十分に踏まえた適切な実態把握を行うことが重要である。こうした観点から、エンドユーザーである中小企業の経営者等に対し、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知・広報を更に徹底し、中小企業の資金調達面での活用を支援する。

また、金融機関の中小企業への資金供給に向けた態勢整備の検証に際しては、同マニュアル別冊の趣旨を踏まえた融資態勢となっているかどうかを重視し、中小企業に対する金融仲介機能の十全なる発揮を促す。その際特に、融資先の赤字や債務超過、貸出条件の変更といった事実のみで判断するのではなく、経営・財務の特性等を十分に踏まえた上で融資判断・リスク管理を行っているかに注目する。あわせて、不動産担保や個人保証に過度に依存せずに事業価値を見極める融資手法など、中小企業に適した資金供給手法の取組事例については、積極的に評価し、金融検査評定にも明確に反映させる。

② 中小企業の事業再生等への対応

地域金融機関は、中小企業の事業再生や地域再生の取組に際して中核的な役割を發揮することが期待されている。これまでも、地域金融機関が、関係先と連携し、経営改善計画の策定を通じた継続的な経営指導等に取り組み、大きな効果を挙げている事例が見られる。また、本年3月の金融検査マニュアルの改訂により、十分な資本的性質を有する劣後ローン等の借入金を債務者区分の判定において資本とみなすなど、対象企業の資本強化を通じた経営安定を図るためのツールも逐次整備されてきている。

このような地域金融機関の取組や経営安定を図るためのツールの活用を促進する観点から、中小企業の事業再生等に向けた取組実態を検証し、優れた取組や創意工夫については、金融検査指摘事例集により広く周知を図るとともに、検査において積極的に評価し、金融検査評定にも明確に反映させる。

(以 上)

平成20検査事務年度検査基本計画

		実施予定数	(参考)19検査事務年度	
			実施予定数	実施件数
	銀 行	95	90	97
	信 用 金 庫 ・ 信 用 組 合	175	180	176
	労 働 金 庫 、 信 農 ・ 漁 連	15	15	14
預 金 等 受 入 金 融 機 関 計		285	285	287
保 險 会 社		20	15	16
	貸 金 業 者	120	160	156
	前 払 式 証 票 発 行 者	155	165	171
	そ の 他	10	20	17
そ の 他 の 金 融 機 関 計		285	345	344

(注1) 上記検査実施予定数は見込みであり、実施件数は変動することがあり得る。

(注2) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社に含めている。